

【食育推進計画】報告様式 別紙 2 (第10条関係)

NO.	項 目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
1	パブリックコメント募集要綱について	「美里町パブリックコメント手続き要綱」からみて、パブリックコメント募集は「町民の意見を偏見なく取り入れ、それをどこにどのように取り入れたかを明確に示し、不採用の場合は、その理由を町民にわかりやすく説明する義務がある」ことを規定したものと解釈されるので、正確に実施されるよう提言する。	貴重な提言承りましたので、できる限り実践していきたいと思います。
2	パブリックコメント募集予告の公表内容について	広報誌の予告では、計画等の案の名称が「美里町食育推進計画(案)」となっていたが、実際の名称は「第2期美里町食育推進計画(案)」で、予告の公表内容に問題がある。	公表の名称に誤りがありました。訂正させていただきます。
3	計画のまとめ方について	1期と2期のまとめ方が大きく違っているので、その理由、あるいは今回のポイントを前文に述べられているとわかりやすい。	第1期計画は、食育推進における目指す方向性と枠組み作りに重点を置いた内容でした。第2期計画では、実践可能な具体的な項目を盛り込み、また、関係部署・団体等の推進体制・役割分担を明確化した内容となっていますので、まとめ方を変えています。 この旨を第1章1の部分に記述したいと思います。 (第2期計画ページ1に追記)
4	「美里町の現状と課題」のまとめ方について	「美里町の現状と課題」で、まとめた結果と今後すべきことが述べられている項目がある一方で、現状をどう見るのか、どうしていきたいのか、述べられていない項目もある。丁寧に考	まとめ方に不備がありましたので、今後の取組の方向性等を追記したいと思います。 (第2期計画ページ3、4、7に追記)

		察してほしい。	
5	「食の安全・安心に配慮した食育」について	放射線と内部被爆についても取り扱ってほしい。	放射線に関するだけでなく、その時代に応じて、健康被害を起こさないよう随時必要な情報を町民の皆様へ提供していくことが町の役割と認識しています。そのため、第5章具体的な事業（取組内容）の「食に関する情報提供」という部分で、放射能に関しても情報提供に努めたいと思います。
6	食育推進の重点項目別目標及び評価指標一覧について	地産地消の推進についての指標、学校給食の地場産品使用割合（使用品目の割合）は、他課と調整して統一された目標値にしてください。 （教育委員会が作成した「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想（平成22年3月）」表4の数値が平成21年20.6%であるが、第2期美里町食育推進計画では、平成22年の現状値が16.6%と低くなっている。）	ご指摘の指標については、「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」で示された数値と同様の調査からの数値を使用しており、他課と統一した目標値となっています。この調査は年2回実施しており、本計画で使用しているのは2回の平均値です。 使用割合の推移は平成19年16.4%、平成20年18.8%、平成21年19.0%、平成22年16.6%となっています。
7	「展開の場における取組と具体的事業」の展開の場における取組について	展開の場「 保育所・幼稚園・学校」のページの、「給食に地域の食材を活用するよう努めていきます」の取組内容は、学校給食でも行われるべきであるので、「共通の取組」の欄に入るのではないかと。	「共通の取組」欄に『給食での地産地消を推進します』とあり、給食を提供している現場での地場産品活用は共通の取組として捉えていました。同様の取り組みを重複して記載してしまいましたので、表現を統一し、ご指摘のとおり、共通の取組欄に「給食に地域の食材を活用するよう努めていきます」と記載したいと思います。（第2期計画ページ15を訂正）

		<p>展開の場「 保育所・幼稚園・学校」の 基本方向 の記述 3 行目と 4 行目の間に、『学校給食施設については、現状を維持しつつ更に充実を図る必要があります。』という文章の追加を提言する。</p>	<p>学校給食の「施設整備」に関しては、美里町総合計画【改訂版】政策 2 学校教育の充実の項目でお示ししているように、衛生管理徹底のため、学校給食衛生管理基準に基づいた運用を行ってまいります。</p> <p>ご提言いただいた文章は、学校教育施設等の整備計画において方向性や具体的事業として取り扱われる内容と捉えておりますので、本計画には掲載しないことにいたします。</p> <p>しかしながら、学校給食は「生きた教材」としての役割がありますので、子どもたちに対し、安全で安心な給食の提供と食に対する感謝の心を育む食育の取組みを今後も進めてまいります。</p>
8	<p>幼児を持つ親への食育について</p>	<p>「成長発達個人差が大きい幼児の頃は、特に親がわが子の食に責任を持つもの」ということを親たちに働きかける取組みはないか。</p>	<p>幼児を持つ親への食育に関する取組みについては公立幼稚園等でも実施されておりますので、より一層充実させます。</p>
9	<p>食育サポーターについて</p>	<p>食育サポーターについての計画の記述を追加してほしい。食育サポーター養成講座の本町としての理念や、何の最終目標に向かって進もうとしているのかを明示すべきである。</p>	<p>第 5 章 1 展開の場における取組の基本方向及び取組内容の部分に明示いたします。 (第 2 期計画ページ 16、17 に追記)</p>
10	<p>推進計画の期間について</p>	<p>国の第 2 次食育推進基本計画の計画期間が、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間なので、国の食育推進基本計画を反映できるよう、5 年間で望ましい。</p>	<p>本計画は、食育推進の理念や方向性を示したものであり、国や県の計画を受け、また、社会情勢の変化等に伴う課題については事業実施計画等で対応しながら、5 年後の中間評価で見直しをしていきます。現在の食育に関する課題に</p>

			は普遍的な施策として腰を据えて取り組んでいく必要があると考え、安定した施策を展開していくために5年ではなく10年という期間にしました。
--	--	--	---